

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成31年3月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京) (受) 第1800340号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京) (国) 第1800059号

第1 結論

昭和52年*月から昭和56年12月までの請求期間及び昭和57年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年*月から昭和56年12月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

請求期間①については、私が昭和52年*月に成人になったことをきっかけに、私の母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。また、生前の父から、私の国民年金は手続済であることを聞いたことがある。

請求期間②については、私の妻が昭和57年1月にA市役所のB支所で転入届と同時に国民年金の手続きを行い、その場で夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、その後は送付された納付書により最寄り駅前の銀行で納付してくれた。

国の記録では、請求期間①及び②の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の国民年金番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、請求者が請求者の妻と婚姻した昭和57年1月より後の同年8月頃に請求者の妻と連番で払い出されていることが認められ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に対して、別の国民年金番号が払い出されていたことを確認することはできない。

以上のことから、請求者の国民年金の加入手続きは、昭和57年8月頃に初めて行われたと推認でき、請求者が昭和52年*月に成人になったことをきっかけに、請求者の母親が国民年金の加入手続きを行ってくれたとする請求者の主張と符合しない上、昭和57年8月時点では、請求期間①のうち昭和52年*月から昭和55年6月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、昭和 57 年 8 月時点で、請求期間①のうち昭和 55 年 7 月から昭和 56 年 12 月までの期間及び請求期間②の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、婚姻した昭和 57 年 1 月から請求者の保険料を納付していたとする請求者の妻は、遡って保険料を納付した覚えはない旨陳述している。

さらに、国民年金の加入手続及び請求期間①に係る保険料の納付について、請求者は、直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の母親からは事情を聴取することができないことから、当時の状況が不明である。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800341号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800060号

第1 結論

昭和53年*月から昭和54年10月までの請求期間、昭和56年1月から同年12月までの請求期間、昭和57年1月から同年3月までの請求期間、昭和60年12月及び昭和61年1月並びに平成元年6月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年*月から昭和54年10月まで
② 昭和56年1月から同年12月まで
③ 昭和57年1月から同年3月まで
④ 昭和60年12月及び昭和61年1月
⑤ 平成元年6月から同年9月まで

私は、これまで会社を退職するたびに、国民健康保険の加入と併せて厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ってきた。

請求期間①及び請求期間②については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失するとすぐにA市役所B支所で国民年金の手続きを行い、国民年金保険料は、送付された納付書により同支所で毎月納付していた。

請求期間③については、昭和57年1月にC市役所D支所で転入届と同時に国民年金の手続きを行い、その場で夫婦二人分の保険料を納付し、その後は送付された納付書により最寄り駅前の銀行で納付した。

請求期間④については、昭和61年1月にE市役所F出張所で国民年金の加入手続きを行い、保険料をその場で納付し、その後は送付された納付書により同出張所で納付した。

請求期間⑤については、G市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料は市役所や郵便局で納付した。

全ての請求期間を調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、国民年金手帳記号番

号払出簿及び請求者の国民年金番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、請求者が請求者の夫と婚姻した昭和 57 年 1 月より後の同年 8 月頃に請求者の夫と連番で払い出されていることが認められ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に対して、別の国民年金番号が払い出されていたことを確認することはできない。

以上のことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 57 年 8 月頃に初めて行われたと推認でき、それ以前に国民年金の加入手続及び納付等を行っていたとする請求者の主張と符合しない上、昭和 57 年 8 月時点で、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付できず、請求期間②及び請求期間③の保険料については、過年度納付が可能であるものの、請求者は、遡って保険料を納付した覚えはない旨陳述している。

請求期間④については、請求者は、請求者が所持する年金手帳（国民年金番号：*）の住所欄に昭和 61 年 1 月 31 日を変更日としてH県C市からE市へ住所変更した旨の記載及びE市の押印があることから、E市役所の出張所で当該住所変更手続を行った際、請求期間④に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続も行った旨主張しているが、当該年金手帳の「国民年金の記録」欄には、請求期間④が国民年金の被保険者期間である旨の記載がなく、オンライン記録においても、請求期間④は国民年金の未加入期間とされていることから、請求者に対して納付書は発行されることはなく、保険料を納付することはできない。

請求期間⑤については、オンライン記録によれば、当該期間に係る国民年金の被保険者資格記録は、平成 7 年 2 月 7 日の入力処理により追加されたものであることが確認できることから、それまで、請求期間⑤は未加入期間であり、請求者に対して納付書が発行されることはなく、当該処理時点では、時効により保険料を納付することはできない。

そのほか、請求期間①、②、③、④及び⑤について、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800348号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800061号

第1 結論

昭和52年*月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年*月から昭和55年3月まで

私は、請求期間当時大学生であり、昭和52年*月の誕生日が過ぎた頃、母と一緒にA市役所で私の国民年金の加入手続を行った。

母は、私の国民年金保険料の支払を開始し、大学卒業までは国民年金保険料を払っておくと言っており、大学卒業後に就職し、国民年金から厚生年金に切り替わった時にも、国民年金保険料を払っておいたので、今後は自分で払っていきなさいと言われた。

国民年金手帳は大事なものであると大切にしなければと母から言われていたが、現実の国民年金保険料の支払や管理は全て母が行っていた為、私は年金についての意識がなく、母の亡くなった後に、最初に交付された年金手帳を実家で探したが見つからなかった。母が苦勞して私のために掛けてくれた年金をみすみす無くしたくはない。

請求期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時大学生であり、昭和52年*月の20歳の誕生日が過ぎた頃に、母親と一緒に請求者の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続は、請求者に係る国民年金被保険者資格のオンライン記録の入力処理年月日(昭和61年5月2日)から、昭和61年4月頃に初めて行われていることが推認できる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記加入手続の際に払い出された国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)とは別の国民年金番号を確認することができない上、国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認を行ったものの、請求期間である昭和52年*月から昭和55年3月までの間に、A市において払い出された国民年金番号の中に、請求者に係るものは見当たらない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は、既に亡くなっており、

当時の事情を聴取することができないため、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

加えて、請求期間当時、大学生は本人の申出により国民年金の任意加入被保険者となることができるとされており、その申出をした日に被保険者資格を取得するものとされていたことから、請求期間は、上記加入手続時点では、遡って任意加入被保険者となることができず、国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京) (受) 第1800361号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京) (国) 第1800062号

第1 結論

昭和57年1月から平成元年1月までの請求期間、同年11月から平成2年3月までの請求期間及び平成3年1月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年1月から平成元年1月まで
② 平成元年11月から平成2年3月まで
③ 平成3年1月から同年10月まで

私は昭和57年頃、A市役所で国民年金の加入手続を行った。保険料についてはA市役所で納付したり、当時経営していた会社の経理担当者に納付を依頼するなどしていた。納付書が送付されてくれば保険料を納付したはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和57年頃、国民年金の加入手続を行い、納付書が送付されてくれば国民年金保険料を納付したはずであるとして、3か所の合計100か月に及ぶ請求期間①、②及び③の未納期間全てについて納付済期間にするよう記録訂正を求めている。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続は、請求者に係る国民年金被保険者資格のオンライン記録の入力処理年月日(平成2年2月1日)から、平成2年1月頃に初めて行われたことが推認でき、昭和57年頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない上、当該加入手続時点では、請求期間①のうち昭和57年1月から昭和62年9月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができないことから、当該期間について、納付書が発行されていたとは考え難い。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったが、上記加入手続時に払い出された請求者の国民年金手帳の記号番号(*)とは別の国民年金手帳の記号番号を確認することはできない。

さらに、請求者に係る外国人登録記録によると、請求者は平成3年3月にA市からB県C市へ、平成8年3月にB県C市から同D市へ、同年11月にB県D市から同E市へ、平成10年6

月にB県E市から同F市へ居住地を変更していることが確認できる一方で、オンライン記録によると、請求者の住所は平成10年6月にA市からB県F市へ変更されていることが確認できることから、請求者が請求期間③の途中である平成3年3月にA市からB県C市へ転居した際には、国民年金の住所変更手続を行っておらず、同市においては、請求者に係る国民年金保険料の納付書は発行されなかったと推認できる。

加えて、請求者は、請求期間①、②及び③当時代表取締役であった会社の経理担当者に国民年金保険料の納付を依頼したこともあったと陳述しているが、当該担当者の連絡先等は分からないとしていることから当時の状況について聴取することができない。

そのほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800333号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800135号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることができない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることができない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和41年4月頃から昭和45年3月1日まで
② 昭和51年5月1日から昭和63年12月頃まで

A社に勤務した請求期間①及びB社に勤務した請求期間②の厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者がA社に勤務していたと記憶する複数の同僚の回答から判断すると、期間は特定できないものの、請求者は請求期間①において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者がA社の事業主であったと記憶する者は既に亡くなっており、回答があった同僚の一人が事業主であったと記憶する者は、自身が代表取締役だったが、請求者の勤務期間及び雇用形態等は記憶しておらず、当時の資料は一切保有していない旨陳述している上、同社の商業登記簿謄本を確認できないことから取締役等も確認できず、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいてA社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、請求者は請求期間①に係る給与明細書等を保有しておらず、回答のあった複数の同僚も給与明細書等を保有していないことから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 請求期間②について、請求者が記憶するB社の同僚の回答から判断すると、期間は特定でき

ないものの、請求者は請求期間②において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社に係る商業登記簿謄本により確認できる取締役5名（代表取締役2名を含む。）のうち、連絡可能な1名に照会を行ったものの回答が得られず、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、請求者は請求期間②に係る給与明細書等を保有しておらず、回答のあった同僚も給与明細書等を保有していないことから、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。